

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当事務取扱規則に基づき、児童手当の支給に関する事務として、次の手続きを行っている。 ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者に対する児童手当の支給 ②申請があったものまたは現況届について、所得と年金情報についての確認 ③他市町村での受給状況等の確認 ④申請の認定・消滅等の処理 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理 ③認定請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、それ以外の内容の確認） ④児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ⑤現況の届出の受理 ⑥現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認） ⑦氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 ⑧受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 ⑨未支払の児童手当の請求の受理、事実の審査 ⑩受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑪官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑫公金受取口座の活用
③システムの名称	児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー、中間サーバーコネクタ 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
④部署	健康・福祉・こども部 子育て給付課

①部署	健康こどもみらい部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 健康こどもみらい部 子育て給付課 こども医療・手当係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2230
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者からマイナンバー情報の提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの信性の確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を行っており、この場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。特定個人情報の記載がある申請書等の保管や廃棄については、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年4月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担	こども未来部 こども家庭課	こども未来部 子育て給付課	事後	機構改組に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当し
平成26年4月1日	5 評価実施機関における担	こども家庭課長	子育て給付課長	事後	機構改組に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当し
平成26年4月1日	1 関連情報 7 特定個人情報開示の訂	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	機構改組に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当し
平成26年4月1日	8 特定個人情報ファイルの	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号	厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども医療・手当係	事後	機構改組に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当し
平成26年4月1日	4 関連情報 5 評価実施機関における担	子育て給付課長 柏木 毅	子育て給付課長 柏木 浩	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない
平成27年3月26日	5 評価実施機関における担	子育て給付課長 柏木 浩	子育て給付課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更に該当しない
平成27年3月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成28年5月31日時点	平成31年2月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付け
平成27年3月26日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更
令和2年6月15日	1 関連情報 7 特定個人情報開示の訂	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年3月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2)における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2)における情報提供の根拠)	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年1月6日	Ⅳ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの	委託しない	特に力を入れている	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年1月26日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、児童手当	児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、児童手当	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和3年1月26日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	⑥現在の届出に係る事業の審査(生計を維持する程度が高い)の確認、所得の確認、被用	⑥現在の届出に係る事業の審査(生計を維持する程度が高い)の確認、所得の確認、被用	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和3年1月26日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	児童手当システム 匿名管理システム	児童手当システム 匿名管理システム	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和3年1月26日	1 関連情報 3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第1 56の項	・番号法第9条第1項及び別表第1 56の項	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和3年1月26日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2)における情報提供の根拠)	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和3年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成31年2月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和3年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年2月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和3年3月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	児童手当システム 匿名管理システム	児童手当システム 匿名管理システム	事前	電子申請導入に伴う追加
令和3年12月13日	Ⅳ リスク対策 8 監査	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	監査の実施状況を更新するものであり、重要な変更には該当
令和3年12月13日	1 関連情報 3 個人番号の利用	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1、2、3、4、5、6号)	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1、2、3、4、5、6、7号)	事後	根拠条文の記載漏れを訂正したものであり、重要な変更
令和3年12月13日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第8号及び別表第2	・番号法第19条第8号及び別表第2	事後	根拠条文の記載漏れを訂正したものであり、重要な変更
令和3年12月13日	4 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号及び別表第2 第74、75の項	・番号法第19条第8号及び別表第2 第74、75の項	事後	根拠条文の記載漏れを訂正したものであり、重要な変更
令和3年5月7日	1 関連情報 5 評価実施機関における担	こども未来部 子育て給付課	健康こどもみらい部 子育て給付課	事後	機構改組に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当し
令和3年5月7日	8 特定個人情報ファイルの	厚木市 こども医療・手当係 子育て給付課	厚木市 健康こどもみらい部 子育て給付課	事後	機構改組に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当し
令和3年7月6日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	①中学校修了前までの児童を養育している者に対する児童手当等の支給	①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者に対する児童手当等	事前	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	表紙 経理書名	児童手当等の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	表紙 個人のプライバシー当の権利	厚木市は、児童手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当	厚木市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	児童手当等の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、児童手当	児童手当法、児童手当法施行規則及び厚木市児童手当等事務取扱規則に基づき、児童手当	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者に対する児童手当等	①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者に対する児童手当等	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事業の審査	④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事業の審査	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事業の審査	④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事業の審査	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事業の審査	④児童手当等の額の改定の請求又は届出に係る事業の審査	事後	児童手当法の改正に伴う、事務の根拠の変更であり、重要
令和3年3月4日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業		新様式に伴い新たに記載	事後	
令和3年3月4日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考え	一	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和3年3月4日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1 56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1、2、3、4、5、6、7号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条	・番号法第9条第1項及び別表第1の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条	事後	番号法の改正に伴う、根拠法令等の変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年3月4日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第26、30、87、106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令第19条(第1号)、第44条(第1号) (情報照会)の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第74、75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令第40条(第1、2、3、4、5、6号) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令第40条の2(第1、2、3号)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第42、125、141、161の項 (情報照会)の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106、107の項	事後	番号法の改正に伴う、根拠法令等の変更であり、重要な変更には該当しない